

令和 4 年度

健康福祉部・備前保健所の 基本方針と主要施策

(備前県民局の概要)

岡山県備前県民局健康福祉部
岡山県備前保健所

健康福祉部・備前保健所の基本方針と主要施策

○ 基本方針

新型コロナウイルス感染症については、県内で患者が確認されてから2年以上経過した現在においても感染拡大収束の兆しは未だに見えず、感染状況に応じた取組の効率化及び重点化が求められている。

また、引き続き急速な少子・高齢化の進行や人口減少の進展などを背景に、子どもの貧困・虐待問題や、こころと体の健康問題、地域における医療提供体制の整備、高齢者が尊厳を保持し住み慣れた家庭や地域で暮らしたいというニーズに対応するための地域包括ケアシステムの構築、食をはじめとする「安全・安心」の確保など、保健・医療・福祉を取り巻く課題は多種多様化・深刻化してきている。

このような課題に的確に対応し、安心して豊かさが実感できる備前地域を創造するため、市町村、関係機関・団体等と連携して、次の施策を推進する。

○ 主要施策

1 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策の推進

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」や「新型インフルエンザ等対策特別措置法」等に基づき、新型コロナウイルス感染症やその他の感染症に迅速かつ適確に対応し、そのまん延の防止を図る。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策

ア 患者発生時における迅速かつ適切な疫学調査

患者発生時には、直ちに積極的疫学調査を行い、濃厚接触者を特定し、まん延防止に努めるとともに、適切な療養先の調整を行う。

イ 自宅療養者や濃厚接触者の健康観察等

自宅療養者に対し、必要に応じて、重症化予防を目的とする中和抗体薬や経口抗ウイルス薬を早期に投与できるよう、体制整備に取り組むとともに入院や受診・処方調整を行う。

また、濃厚接触者のうち重症化リスクのある者を中心に行政検査を実施し、必要に応じて有症状時の受診調整を行う。

ウ 新型コロナウイルス受診相談センターの運営住民や関係機関からの相談に応じるとともに、必要に応じて受診調整を行う。

エ 入院病床をもつ医療機関との連携等

県南東部圏域の入院病床を持つ医療機関との連携を図り、入院病床の適切な確保や病院間の情報共有に努める。



新型コロナウイルス感染症連絡会議

オ 発生の予防及びまん延の防止のための普及啓発等

高齢者施設や障害者施設等において発生予防やまん延防止のための対策が適切に講じられるよう健康教育や助言を行う。



新型コロナウイルス感染拡大防止研修会

(2) その他の感染症対策

ア 新型インフルエンザ等対策

新型インフルエンザ等の発生に備え、医療提供体制を確保するとともに、感染拡大防止のための普及啓発を行う。また、患者等移送ネットワークの訓練や研修会を通じて、消防機関等との連携を図り、患者発生時の移送体制を整備する。



消防機関における感染症対策研修会

イ 風しん対策

風しん抗体検査や予防接種の必要性等について積極的に普及啓発を行い、発生予防やまん延防止に努める。

また、抗体保有率の低い1962(S37)年4月2日から1979(S54)年4月1日生まれの男性の定期予防接種の普及啓発を行う。

ウ 結核対策

結核の罹患率は減少傾向にあるものの、新規登録患者の半数以上が65歳以上の高齢者であることや、外国人技能実習生の発病が問題になっているため、高齢者施設を対象とした感染症研修会の開催や技能実習生受入団体との連絡・連携を図る。

また、治療完遂のため、医療機関等と連携したDOTS（服薬支援）を推進する。

エ ノロウイルスによる感染性胃腸炎等対策

発生時の対応や予防策について社会福祉施設への研修会等を冬場の流行前に開催するとともに、発生時には迅速な立入指導等を行うなど、発生予防やまん延防止対策を進める。

オ エイズ、梅毒対策

エイズ等性感染症の相談及び検査を行う。特に、近年、患者が増加している梅毒については、患者発生時の疫学調査を適切に行うとともに、広報紙等を通じて感染予防に関する啓発を行う。

カ 各種ワクチン接種の推進

新型コロナウイルスやHPV等のワクチン接種が市町村において円滑に実施できるよう、住民への普及啓発や各市町村への情報提供等必要な支援を行う。

キ 高病原性鳥インフルエンザ対策

高病原性鳥インフルエンザ発生時に部内各チームの業務が迅速かつ円滑に行えるよう農林水産事業部と連携し防疫研修を行うなど、高病原性鳥インフルエンザ現地対策本部県民健康対策班マニュアルに基づく初動対応の体制整備を図る。

2 子育て支援の充実

「岡山いきいき子どもプラン2020」(R2～R6年度)等に基づき、少子化の流れを変えることを目指すとともに、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、地域全体で子育てを支え応援する社会づくりを進める。

(1) 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進

ア 子どもの健やかな育ちと思春期からの健康づくりの支援

中高生等が妊娠・出産に関する正しい知識を学び、乳児とふれあうことにより、将来、結婚や子育てをしたいという気持ちの醸成を図る。

(ア) 未来のパパ&ママを育てる出前講座



未来のパパママ出前講座

イ 妊娠期からの切れ目のない支援

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない母子支援を推進するため、行政機関と産科医療機関、精神科医療機関との連携を強化し、多機関での支援体制を強化する。

(ア) 妊娠期からの保健・医療連携研修会

(イ) 妊娠中からの気になる母子支援連絡票

(ウ) 母子保健評価事業

(2) 地域ぐるみの子育て支援の推進

ア 地域ぐるみの子育て支援の推進

地域交流や世代間交流、子育て支援に関わる様々な人々のネットワークづくりを支援することにより、地域ぐるみで子育てを支え合い、安心して子育てができる環境づくりを推進する。

更に、大学等が有する人的資源やネットワーク、施設等を活用した地域ぐるみの子育て支援の取組である「おかやま子育てカレッジ」(管内7校)の活動を支援し、地域の子育て支援環境の充実を推進する。

(ア) 笑顔で子育てできる支え合いのネットワークづくり事業

(イ) おかやま子育てカレッジ



笑顔で子育てできる支え合いのネットワークづくり事業

(3) きめ細かなサポートが必要な子どもや家庭への支援

ア 子ども虐待防止対策の充実

増加、深刻化する児童虐待問題に適切に対応するため、市町村の要保護児童対策地域協議会への参画や、市町村、児童相談所等を対象とした連絡会議の開催により、関係機関の連携促進や情報交換を図るとともに、市町村の児童虐待対応の拠点機関となる子ども家庭総合支援拠点の設置促進、更には児童虐待防止の広報啓発などに、関係機関と連携して取り組む。

(ア) 市町村要保護児童対策地域協議会への参画

(イ) 管内要保護児童対策地域協議会連絡会議



管内要保護児童対策地域協議会連絡会議

イ 発達障害のある子どもの支援の充実

発達に課題を抱える子どもの早期発見・早期対応とともに、健やかな発達を支援し、親が安心して育児できるよう切れ目のない支援体制を整備する。

(ア) 子どもの健やか発達支援相談

(イ) M-C-H-A-T（乳幼児期自閉症チェックリスト修正版）の導入後の運用及び評価における市町支援

(ウ) 発達障害児支援保育士等研修会

ウ ひとり親家庭の自立支援・子どもの貧困対策の推進

ひとり親家庭等の経済的・社会的自立を支援するとともに、家庭内で保護者と過ごす時間が短い子どもや経済的な困窮家庭の子どもが安心して過ごすことができる子ども食堂などの子どもの居場所づくりを支援する。

(ア) 母子・父子自立支援員

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金

(ウ) 母子家庭等自立支援教育訓練給付金

(エ) 母子家庭等高等職業訓練促進給付金

(オ) 子どもの居場所づくり支援事業

3 こころと体の健康づくりの推進

「第2次健康おかやま21セカンドステージ」（H30～H34(R4)年度）等に基づき、子どもから高齢者まで全ての県民が生きる喜びを感じながら、元気に地域で暮らしつつ、その生活を支える自分や家族の健康の維持増進に積極的に取り組む健康長寿社会の実現を図るため、幅広い関係機関・団体等と協働しながら、健康づくりに向けた普及啓発と環境の整備を進める。

(1) 体の健康づくりの推進

ア 生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進

市町村や関係機関と連携し、生活習慣病の発症予防と早期発見、重症化予防対策を進める。また、環境整備の充実を図る。

(ア) 糖尿病予防戦略事業

- (イ) 保健所国保ミーティング
- (ウ) 地域・職域保健連携推進事業
- (エ) 第2次健康おかやま21セカンドステージ推進事業（「栄養成分表示の店」登録事業、「敷地内全面禁煙施設」認定事業）

イ 地域の健康づくりボランティア（愛育委員・栄養委員）との連携
管内理事会、研修会等の実施を通して組織活動の充実を図るとともに、地域のつながりを重視した健康づくり活動を展開する。

- (ア) がん検診の受診促進
- (イ) 食育活動の推進

(2) こころの健康づくりの推進

ア 地域精神保健福祉対策

法に基づく通報事例への迅速かつ適切な対応を行うとともに、その後の支援が途切れることのないよう、警察署・精神科病院等の関係機関との連携強化を図る。また、医療導入や治療継続が困難な精神疾患患者については、医師を含めた多職種チームによるアウトリーチ（訪問支援）を行い、地域生活が維持できるよう支援を行う。

イ ひきこもりの予防支援

市町村の不登校・ひきこもり対策連絡会議に参画するなど、学校、教育委員会、福祉事務所、自立支援協議会等の関係機関と情報共有を図る。

また、関係機関から相談があった要支援者について、精神保健相談での対応や訪問等の支援を行い、不登校やニートに対する自立支援等を通じてひきこもりの予防及び長期化の防止を図る。

ウ 自殺予防対策

愛育委員・栄養委員をはじめとする地域住民相互の声かけ等ソーシャルキャピタルの充実を図るとともに、市町村が行う自殺予防対策のゲートキーパーの養成を支援する。

また、自死遺族の会（わかちあいの会）を開催し、遺された家族や関係者に対する支援を行う。

4 地域における医療提供体制の整備

2025年における医療機能ごとの医療需要と病床の必要量を含むその地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に促進するために策定した地域医療構想の実現に努める。

また、「県南東部保健医療圏地域保健医療計画」（H30～H35(R5)年度）等に基づき、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保するとともに、もも脳ネットや介護支援専門員協会等の関係団体と連携し、研修等により関係職種の資質向上に努める。

(1) 地域における医療提供体制の整備

ア 地域医療構想の実現に向けた取組

2025年における医療機能ごとの医療需要と病床の必要数を含めその地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に促進するために策定した地域医療構想を実現するため、県南東部地域医療構想調整会議を開催し、関係者との協議及び調整等を行う。

イ 地域医療連携の推進

県南東部地域の広域的な地域医療・介護連携を進めるために、関係機関と協働して、課題の共有や研修会の開催、体制整備及び連携強化に取り組む。

(ア) 県南東部地域医療連携実務者会議

(イ) 広域医療連携推進事業

ウ 救急医療提供体制等の整備

救急医療に関する課題の検討等を行うため、医師会・消防・救急医療機関等からなる県南東部圏域救急医療体制推進協議会を開催し、救急医療体制の充実と連携強化を図る。

エ 医療機関の指導監督

医療法及び関連法令に基づき医療機関への立入検査を行う。

特に、安全管理のための体制の確保や院内感染防止対策等について、重点的に指導・支援を行う。

オ 大規模災害発生時に備えた体制整備

大規模災害時において、地域医療体制の確保と健康被害の発生予防、拡大防止等の保健活動を適切に実施するため、国の広域災害救急医療情報システム（EMIS）・総合防災情報システムの操作訓練を行うとともに、備前地域災害保健医療調整本部立上げ訓練を実施する。

5 地域包括ケアシステムの構築等

「第8期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」（R3～R5年度）に基づき、介護保険の保険者である市町村が主体となり、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築できるよう、その取組を推進する。

(1) 地域包括ケアシステムの構築等

ア 介護予防・生活支援の充実

保険者（市町村）において住民等の多様な主体が参画し多様なサービスが実施できるよう、介護予防や生活支援サービスの新たな担い手の参加を促進するためのワークショップを開催する。

また、市町・地域包括支援センター連絡会議を開催して情報・意見交換を行うとともに、住民互助による通いの場への付添活動（通所付添サポート事業）の構築や拡大



介護予防を考えるワークショップ

に対し助言を行うなど、保険者（市町村）を支援する。

イ 認知症施策の推進

認知症になっても本人の尊厳が重視され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市町村及び地域包括支援センターの職員を対象とした研修会を開催し、保険者（市町村）における認知症施策を支援する。

また、保険者（市町村）及び「認知症の人と家族の会」と連携し、認知症介護家族交流会を開催し、認知症の人や家族を支援する。

ウ 介護給付の適正化

ケアプランの質の向上を図り、居宅サービスを必要とする利用者が真に必要なサービスを適切に利用できるよう、保険者（市町村）を対象にケアプラン点検に関する介護給付適正化研修会を開催する。

また、介護保険事務の適正かつ効率的な運営を推進するため、保険者（市町村）に対する事務点検等を実施する。



介護給付適正化研修会

エ 老人クラブ活動の推進

地域における高齢者の社会参加活動の中核的役割を担う老人クラブが、高齢者の生きがいや健康づくりを推進し、更に活発で幅広い活動を行えるよう、市町村に対して補助金を交付する。

オ 高齢者の在宅生活の支援

住宅を高齢者の居住に適するよう改造し、高齢者の日常生活を容易にするとともに、介護者の負担を軽減するため、市町村に対して補助金を交付する。

カ 民生委員・児童委員活動の推進

地域福祉活動の担い手である民生委員・児童委員が必要な知識や技術を深めるための研修会を開催するとともに、地域での実践活動を推進するため、市町村に対して補助金を交付する。

また、今年度の民生委員・児童委員の一斉改選が適切に実施されるよう必要な助言を行うなど、市町村を支援する。

6 障害のある人の自立と社会参加の促進等

「第6期岡山県障害福祉計画・第2期岡山県障害児福祉計画」（R3～R5年度）等に基づき、障害のある人が地域で安心して暮らし、その自立と社会参加が促進されるよう、市町村への支援を行うとともに、障害のある人の自立のために必要な就労に向けての支援等を行う。併せて、障害のある人への住民の理解を促進するために啓発事業等を実施する。

また、健康で文化的な生活水準を保障する生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の適正な実施に努める。

(1) 障害のある人の地域生活支援

ア 市町村への支援等

障害者総合支援法等の円滑な施行及び市町村障害福祉計画の着実な推進に向けて、市町村及び地域自立支援協議会に情報提供・助言等を行うとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制（地域生活支援拠点）の構築を支援する。

イ 就労支援

障害のある人の一般就労や工賃水準向上などの取組を円滑に推進するため、地域自立支援協議会の活動や事業者の運営を支援するとともに、作業所等での生産品の販売促進や障害者優先調達の取組を推進する。

ウ 障害者虐待防止・差別解消対策

市町村等と連携を図り、虐待防止、早期発見、差別解消に努める。また、障害のある人への理解を促進するため、障害者週間（12/3～9）を中心に街頭での啓発活動を行う。

エ 精神障害者への地域移行・地域定着の支援

精神科病院に長期入院している退院可能な精神障害者の地域生活移行を促進するため、障害福祉サービスの利用調整など、地域生活定着に向けた支援を進める。

オ 難病患者への支援

市町村や難病指定医療機関等の関係者と連携し、レスパイト入院先の確保や訪問相談・指導などにより、患者や家族が安心して在宅における療養生活を継続するための支援体制の整備を進める。

また、医療ニーズや介護度の高い難病患者等については、災害時要配慮者個別支援シートや個別支援計画の作成を通じて、医療機関等関係機関と連携した適切な医療の供給体制の確保など、災害時支援体制の整備を図る。

(2) 生活保護法及び生活困窮者自立支援法の適正な実施

ア 生活保護制度

管轄の和気町、吉備中央町の保護受給世帯の約6割が高齢者の単身世帯であり、保護開始理由としては高齢化に伴う収入の減や施設入所が多いことから、他法他施策の活用や関係機関との連携により地域とのつながりや身近の自立を支援する等、個々のケースに応じ援助の方向性を明確にして、継続的な支援を行う。

また、保護は漏給防止及び濫給防止を基本に実施し、不正受給等不適切な事例については、日常的な指導や各種調査の実施により未然に防止するとともに、不正が発見された場合は法に基づき厳正な対応を行う。

イ 生活困窮者自立支援制度

局に配置する生活困窮者相談支援員・就労支援員が中心となり、管轄の和気町、吉備中央町をはじめ関係機関と協力し、生活困窮者の早期発見に努め、必要な相談や自立に向けた支援を行う。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮相談は増加傾向にあるため、迅速な対応に努める。

7 社会福祉法人・施設等の指導監督の実施

社会福祉法、老人福祉法、児童福祉法、介護保険法、障害者総合支援法等に基づき、福祉サービスが適正に提供されるよう、社会福祉法人及び社会福祉施設、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者等を指導・支援する。

(1) 社会福祉法人等に対する指導監査

社会福祉法人及び社会福祉施設等の管理運営が適切に行われるよう、法人・施設の指導監査を実施する。

法人については、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、地域福祉への貢献などの社会福祉法人制度改革への対応状況や、福祉サービスの質を向上させる取組等の確認を重点的に行う。

施設については、適切な運営管理及び処遇を行うための職員配置基準の遵守状況や職員の定着促進と資質向上に関する取組、安全対策の充実強化やハラスメント対策の強化に関する取組、虐待の防止と身体的拘束に係る適切な措置、事故発生等の対応や新型コロナウイルス感染症等の対策、会計基準や経理規程に基づく適正な会計経理の処理状況などに重点を置いた指導を行う。

なお、法人・施設等に対する苦情や不正等の情報については、必要に応じて、市町村等の関係機関と連携し、迅速な確認を行う。

(2) 介護サービス事業者への指導・支援等

介護サービスの質の確保、事業者の育成・支援及び給付費の適正化を図るため、介護保険法に基づき、利用者本位のサービスの提供、サービスに係る指定基準等の遵守、高齢者虐待防止及び個人情報の保護に関する適切な措置状況等について、事業者への計画的な実地指導を行う。

なお、新規指定の事業者、高齢者向け集合住宅（サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム等）併設型の事業者及び課題を有する事業者については、優先的に実地指導を行う。

また、事業者に対する苦情や不正等の情報については、迅速に事実関係の把握を行い公正かつ適切な措置を執るべく、機動的に実地指導や監査を実施する。

更に、施設等における虐待事案への対応について市町村（岡山市を除く。）との連携を図る。

(3) 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅への指導

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については、それぞれ老人福祉法及び高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく立入検査等により、事業者に対する制度の周知徹底及び適正な運営の確保に努める。

また、市町村（岡山市を除く。）等と連携して未届有料老人ホームの把握に努め、該当施設に対しては届出を指導し、指導に従わない場合には速やかに立入検査を実施する。

(4) 障害福祉サービス事業者への指導・支援等

障害者・障害児に対する障害福祉サービスの質の確保、事業者の育成・支援及び給付費の適正化を図るため、障害者総合支援法、児童福祉法その他の法令等の規定に基づき、サービスに係る指定基準の順守等について、事業者への計画的な実地指導を行う。

なお、新規指定の事業者及び課題を有する事業者については、優先的に実地指導を行う。特に、事業者に対する苦情や不正等の情報については、迅速に事実関係の把握を行い公正かつ適切な措置を執るべく、機動的に実地指導や監査を実施する。

また、県、市町村の双方から指定を受けている相談支援事業所に対する集団指導を市町村（岡山市を除く。）と共同で開催する。

8 生活衛生対策の推進等

食品等については、「食品衛生法」、「岡山県食の安全・食育推進計画」（H30～H34(R4)年度）及び「令和4年度食品衛生監視指導計画」等に基づき、食の安全・安心を確保するため、令和2年度から制度化されたHACCPに沿った衛生管理の定着指導、及び営業許可制度の見直しに伴う対応を行うとともに、食品関連事業者の監視、収去検査等を実施する。

生活衛生営業については、衛生確保等のため、理容所・美容所・旅館・公衆浴場等の日常生活に密接なサービスを提供する生活衛生営業施設に立入り等を行い、衛生確保について指導する。また、住宅宿泊事業法に基づく民泊サービスの適正な運営の確保を図る。

医薬品等については、品質、有効性及び安全性を確保するため、薬局等の監視指導を行うとともに、大麻等違法薬物の正しい知識と危険性について普及啓発を行う。また、医療用血液の安定的な確保のため、若年層献血の推進を図る。

更に、県保健所・支所の業務に係る食品等の試験検査、食中毒・感染症の原因究明等のための検査を実施する。

(1) 食の安全・安心の確保

ア HACCP制度化及び改正された許可制度への対応

改正食品衛生法に基づき、HACCPに沿った衛生管理の定着化を図るとともに、営業許可制度の見直しへの対応について食品等事業者への周知・指導に努める。

このうち、HACCPに沿った衛生管理については、飲食店等の中小規模の事業者に対して、局独自に作成した解説動画等を活用し、食品衛生協会とも連携しながら定着促進を図る。

イ 監視指導及び食品検査

大型の食品製造施設等を対象に食品衛生監視機動班による重点的な監視指導を実施するほか、食品関連事業者に対して効果的・効率的に監視指導や収去検査を実施する。

ウ ノロウイルス食中毒対策

ノロウイルス食中毒は調理従事者を介して汚染された食品が原因となることが多いことから、仕出し屋・旅館・学校・病院等に対し、調理従事者の

衛生管理について周知・指導を行う。

エ かきの安全確保

シーズン中の10月ごろから3月までの期間、月1回の収去検査の実施及び県漁連等生産者からの情報収集や助言・指導に努めるとともに、生産者による自主検査の実施やHACCPに沿った衛生管理の定着など、自主管理体制の確立についても指導を行う。

また、改正食品衛生法により、かき処理業は令和6年5月末までに営業許可が必要な業種となったため、円滑な許可取得に向けての助言・指導を行う。



かき処理施設への立入

オ 県民への普及啓発

出前講座等による食品衛生知識の普及やリスクコミュニケーションの推進を図る。

(2) 生活衛生営業の衛生確保等

ア 生活衛生営業施設の衛生確保

理容所・美容所等に計画的に立入し、消毒等衛生確保について指導を行う。

イ レジオネラ症対策

公衆浴場、旅館等入浴施設に対して、理解しやすいパンフレットを活用して自主管理の徹底を指導するとともに、計画的に水質検査を実施し、結果に基づいた指導を行う。

ウ 宿泊事業対策

いわゆる民泊事業者の円滑な事業開始を図るとともに、必要に応じ市町村等関係機関と連携しながら適正な事業運営について指導監督を行う。

また、住宅宿泊事業法に基づく届出又は旅館業法に基づく許可を取得せず営業する施設を発見した場合は、届出又は許可の取得について指導し、従わない悪質な事業者には旅館業法違反として告発も視野に入れ厳正に対処する。

(3) 医薬品等の安全確保

ア 薬局・医薬品販売業者等の指導監視

医薬品医療機器等法関係法令に基づき、薬局、医薬品販売業、医療機器販売・貸与業、毒物劇物販売業者等に対し、法令への適切な対応及び医薬品の適正使用に必要な情報提供の徹底を重点とした監視指導を実施する。

また、免許申請等麻薬関係の手続について適切に処理するとともに、麻薬業務所に対して適正な麻薬の取扱いや廃棄等について指導する。

イ 覚醒剤等薬物乱用対策

覚醒剤等薬物乱用防止指導員地区協議会を中心に、青少年に対して乱用薬物の恐ろしさについて啓発し、乱用の防止を図る。

また、高等学校文化祭等において、局独自に作成した大麻に対する正しい知識の啓発パネルを活用し、積極的な啓発活動を行う。

ウ 若年層献血対策

市町村や愛育委員会等と連携し、高等学校において積極的な普及啓発活動を実施し、若年層の献血意識の高揚に努める。



スポーツチーム応援イベントでの啓発活動

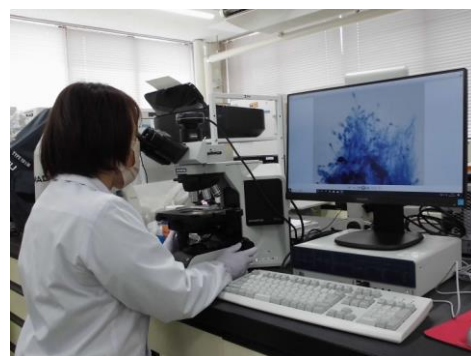
(4) 衛生検査の実施

ア 食品等の試験検査

県内で流通している食品の安全性を確認するための収去検査や試買検査（成分規格、食品添加物、汚染微生物の検査等）を実施する。

イ 食中毒及び感染症検査

食中毒の原因究明や感染症の拡大防止のための検査（食中毒原因菌、寄生虫、ノロウイルス、感染症起因菌の検査等）を実施する。



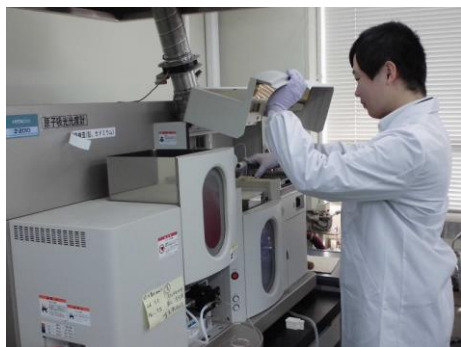
苦情食品のカビの検査

ウ HIV迅速検査

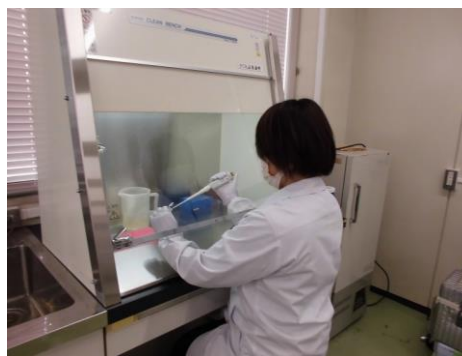
希望者を対象に匿名で行うことができる検査を備前及び美作保健所において実施する。（備前保健所第1・第3金曜日、美作保健所第3木曜日実施）

エ 生活衛生検査

公衆浴場、旅館入浴施設等でのレジオネラ症感染防止対策及び遊泳用プールの衛生確保のための検査（浴場水、プール水等）を実施する。



食品中の有害金属の検査



HIV迅速検査